

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えなさい。

- (1) 奈良に都が遷った年を答えなさい。
- (2) 奈良の都を何というか答えなさい。
- (3) (2)の都は中国の何という都をまねてつくられましたか。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) 710 年 (2) 平城京 (3) 長安

[問題](1 学期中間)

次の文中の ~ にあてはまる数字や語句を記入しなさい。

()年には都が奈良の()に移された。以後、約 80 年を()時代という。

[解答欄]

--	--	--

[解答] 710 平城京 奈良

[問題](1 学期期末)

奈良時代の都の名前をこたえなさい。

[解答欄]

--

[解答]平城京

[問題](増補 06)(2 学期中間)

地方からの産物などを交換するため、平城京には東西に市がありました。708 年武蔵国から和銅が産出されたのを記念して()が鑄造されました。しかし、当時は物々交換が主でほとんど使用されませんでした。

[解答欄]

--

[解答]和同開珎

[解説]

武蔵国から和銅が産出されたのを記念して、708 年に和同開珎^{わどうかいちん}が作られた。しかし、一般には稲や布などの物品による取引が行われていたために、平城京やその付近以外では流通しなかった。

【問題】(2 学期期末)

(1) 資料 1 をみて、次の問いに答えなさい。

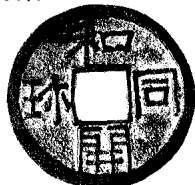
710 年、奈良につくられた新しい都を何といますか。

資料 1 は、の地図である。の手本となった、
中国の都を何というか。当時の名称で答えなさい。

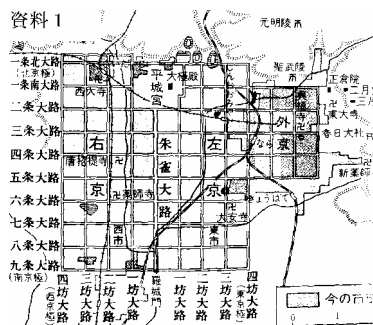
当時の中国の国名を答えな
さい。

(2) (1)の市では、さまざまな品物が
取り引きされ、資料 2 のような
銭貨が使われた。資料 2 の銭貨
を何といますか。

資料 2



資料 1



【解答欄】

(1)			(2)
-----	--	--	-----

【解答】(1) 平城京 長安 唐 (2) 和同開珎

【問題】(1 学期中間)

唐の都長安にならって、()京という新しい都がつくられた。都の市では、各地の産物が売
買され、()という貨幣も発行された。

【解答欄】

--	--

【解答】 平城 和同開珎

【問題】(増補 05)(1 学期中間)

奈良の都について、各問いに答えなさい。

- 平城京は、当時世界でもっとも栄えていた都にならってつくられましたが、その都市の名を書
きなさい。また、平城京がつくられた年も書きなさい。
- 平城京には東西に市がおかれ、さまざまな品物が取り引きされましたが、そのときに使用され
た貨幣を何といますか。

【解答欄】

(1)		(2)
-----	--	-----

【解答】(1) 長安 710 年 (2) 和同開珎

[問題](増補 04)(2 学期期末)

都で発行されていた右の貨幣を何と言いますか。

[解答欄]

[解答]和同開珎



【】班田収授法

〔問題〕(増補 06)(1 学期中間：改題)

文中の()に適語を入れよ。

大化の改新によって、それまで豪族が支配してきた土地と人民を国のものとする()の原則が定められた。この原則に従い、戸籍に登録された、()歳以上のすべての人々に()があたえられ、死ぬと国に返させた。この法令を()という。

〔解答欄〕

--	--	--	--

〔解答〕 公地公民 6 口分田 班田収授法

〔解説〕

645 年に始まる大化の改新によって、それまで豪族が支配してきた土地と人民を国のものとする公地公民の大方針が定められ、その後、約 50 年の間に次第に制度が整備され、701 年の大宝律令で律令制度が完成した。この律令制度の下では、6 年ごとに戸籍がつくれ、人々は公民のほかには奴婢などの賤民に登録された。戸籍に登録された 6 歳以上のすべての人々に口分田があたえられ、死ぬと国に返させた。この法令を班田収授法という。

〔問題〕(増補 05)(1 学期中間)

次の各問いに答えなさい。

- (1) 律令制度のもとでは、すべての土地や人々は国家のものとする原則がたてられたが、この原則を何といいますか。
- (2) 律令制度のもとで、6 歳以上の男女に一定の面積の田を支給し、死ねば返させた。この田を何といいますか。また、このような制度を何といいますか。

〔解答欄〕

(1)	(2)	
-----	-----	--

〔解答〕(1) 公地公民 (2) 口分田 班田収授法

〔問題〕(2 学期中間)

次の問いに答えなさい。

- (1) 土地と人民は個人の所有ではなく、国家が支配するものであることを漢字 4 字で何というか。
- (2) 701 年に当時の中国にならってつくられた法律を何というか。
- (3) (1)の制度の中心となる土地制度で、人々に一定の面積の田を与え、死ぬと返すことが規定されていたものを何というか。

【解答欄】

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

【解答】(1) 公地公民 (2) 大宝律令 (3) 班田収授法

【問題】(2 学期中間)

次の問いに答えよ。

- (1) 701 年に中国(唐)になって制定された律令を何というか。
- (2) 戸籍に基づいて人々に土地(口分田)を与え、死亡したら国に返させる制度を何というか。

【解答欄】

(1)	(2)
-----	-----

【解答】(1) 大宝律令 (2) 班田収授法

【問題】(1 学期期末)

()内に適語を入れなさい。

()歳以上の男女に、()田を与えて、税を取り、兵役につかせ、死ぬと返させた。このきまりを()という。

【解答欄】

--	--	--

【解答】 6 口分 班田収授法

【問題】(2 学期中間)

律令の規定にもとづいて、人々は 6 年ごとにつくられる戸籍に登録され、6 歳以上の人々には口分田があたえられましたが、これは何という法令が答えなさい。

【解答欄】

--

【解答】班田収授法

【問題】(増補 06)(2 学期期末)

律令政治のもとでは、()年ごとに戸籍がつくれ、人々は()のほかにも奴婢などの賤民に登録されました。これにもとづいて、6 歳以上のすべての人に口分田が与えられ、死んだあと、国に返すという()という制度が行われました。

【解答欄】

--	--	--

[解答] 6 公民 班田収授法

[問題](2学期中間)

律令政治のもとでは、人々は()年ごとにつくられる戸籍に登録された。

[解答欄]

[解答]6

[問題](1学期中間)(増補 08)

次の家族の場合、何人に口分田があたえられるか。

[父 38 歳 母 35 歳 男子 15 歳 男子 9 歳 男子 1 歳 女子 12 歳 女子 7 歳 女子 4 歳]

[解答欄]

[解答]6 人

[解説] ^{はんてんしゅうじゅほう}班田収授法によって戸籍に登録された 6 歳以上のすべての人々に^{くぶんてん}口分田があたえられた。
問題の家族の場合、6 歳以上であるのは 6 人である。

[問題](増補 06)(1学期期末)

戸籍に登録された農民たちには身分の違いがありました。身分が低いとされる農民たちは何というか答えよ。

[解答欄]

[解答]奴婢

【】租庸調などの税制

[問題](増補 05)(1 学期中間)

次の各問いに答えなさい。

(1) 奈良時代の農民の負担について、次の ~ はそれぞれ何か。

収穫量の 3%の稲

成年男子にかかる麻の布

成年男子にかかる地方の特産物

(2) 防人とは、どのような任務についた人のことをいいますか。

[解答欄]

(1)			(2)
-----	--	--	-----

[解答](1) 租 庸 調 (2) 北九州の警備についた人

[解説]

農民は班田収授法^{はんてんしゅうじゅぽう}によって、男子は 2 段^{たん}(約 2300m²)、女子にはその 3 分の 2 の口分田^{くぶんでん}が貸し与えられたが、その反面で、租・庸・調・雑徭^{そ いう ちよう ざうよう}などの重い税負担が課せられた。

租は田にかかる税で収穫高の約 3%を地方の国に納める比較的軽いものであった。しかし、成年男子にかかる庸(労役のかわりに布(麻)を納めさせる)、調

(地方の特産物を納めさせる)は、農民自身の手で都に運ばねばならず、行き帰りの食料などすべて農民自身の自己負担であったため、限度をこえた重すぎる負担であった。また、雑徭は成年男子に課せられ、国司の命令で、年間最大で 60 日の労役を提供するものであった。

さらに、成年男子 3~4 人に 1 人の割合で兵士が徴発された。兵士は諸国におかれた軍団で訓練を受け、一部は都へ送られて衛士^{えいし}となり、一部は九州北部を守る防人^{さきもり}となった。兵士は、武装や食料などを負担しなければならなかったから、その負担はひじょうに重かった。また、兵士を出すことはその家にとっても働き手をとられることになり、大きな傷手であった。

このような重い税負担と働き手を労役や兵役にとられてしまうため、春から夏には、種もみや食べる米がなくなってしまう人々も多かった。かれらは国司や豪族から稲を借りてしのいだが、秋には高い利息(5 割という高利)つけて返さなければならなかった。これを出挙^{すいこ}というが、のちには強制的に貸し付けられるようになり、人々には税と同じものであった。

名称	内 容
租	田の面積に応じて稲を納める。
庸	一定量の布を納める
調	地方の特産物を納める。
雑徭	年間 60 日以下の労役
出挙	強制的な種もみの貸し付け
兵役	北九州の警備にあたる防人など

[問題](1 学期期末)

～ にあてはまるものを下の語句から選んで書きなさい。

成年男子が労役の代わりに布や米を納めた税。

年に 60 日以内，地方での労役に従う税。

与えられた田から『収穫した稲の 3%を払う税』。

[語群] 租 庸 調 防人 衛士 雑徭 運脚 出挙

[解答欄]

--	--	--

[解答] 庸 雑徭 租

[解説] 庸と調はともに成年男子に課せられた税で，ともに布などを中央政府に納める税であった。このうちで，庸は都における年間 10 日の労役のかわりに布(約 8m)をおさめるもので，調は絹・糸・布などのうち，その地方の特産物を納めるものであった。

[問題](増補 04)(3 学期)

奈良時代の農民たちが負担した，次の兵役・税について，それぞれ，何というか書け。

(1) 兵士の中から選ばれ，3 年間北九州の警備をする。

(2) 収穫量の約 3%の稲を負担する。

(3) 地方の特産物を，成年男子が負担する。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) 防人 (2) 租 (3) 調

[問題](増補 04)(2 学期期末)

当時の農民の負担(税)として，成人男子に課せられ，都まで運んで納める義務のあったものを次より 2 つ選び，記号で答えなさい。

ア 租(収穫の 3%の稲)

イ 調(絹や糸，特産物など)

ウ 庸(労役の代わりに納める布)

エ 雑徭(年間 60 日以内の労役)

[解答欄]

--

[解答]イ，ウ

[解説]

租は男女にかけられた。調と庸は^{ちやう}調と^{よう}庸は成人男子にかけられた。調と庸は自分たちで都に運ぶ義務があり，旅費や食料は農民自身の負担とされた。

[問題](増補 06)(1 学期期末)

農民たちは米がなくなると国司や豪族から稲を借りてしのぎましたが、高い利息をつけて返さなければなりません。のちに強制的に貸し付けられるようになったこのような負担を何というか答えよ。

[解答欄]

[解答]出挙

[問題](1 学期中間)

次の各問いに答えなさい。

- (1) 律令制のもとで、戸籍をつくり、6 歳になると国が土地(田)をあたえ、その人が死ぬば返させる制度を何といいますか。
- (2) (1)の人々にあたえられた田を何といいますか。
- (3) 右の表の ~ にあてはまる語句を次から選んで書きなさい。

名称	内 容
租	田の面積に応じて()を納める。
調	地方の()を納める。
	一定量の布を納める
	九州地方の海辺の警備

[律令 庸 特産物 稲 防人]

- (4) 税や兵役のほか、農民の重い負担となった、国司や豪族から高い利息で稲を借りる制度を何というか答えなさい。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)	
		(4)	

[解答](1) 班田収授法 (2) 口分田 (3) 稲 特産物 庸 防人 (4) 出挙

[問題](増補 06)(2 学期中間)

奈良時代の律令制について、次の各問いに答えなさい。

- (1) 次の文章中の()にあてはまる語句を、漢字 3 文字で答えなさい

「戸籍に登録された 6 歳以上のすべての人々に一定の()[土地]があたえられたが、さまざまな税負担が課せられた。

- (2) (1)の税負担に関する表中の(a)~(b)にあてはまる語句を答えなさい。

租	収穫高の 3%の稲
(a)	布もしくは労役
(b)	特産物・絹・糸など
雑徭	労働(年間 60 日以内)
兵役	北九州の防衛をする防人など

【解答欄】

(1)	(2)a	b
-----	------	---

【解答】(1) 口分田 (2)a 庸 b 調

【問題】(1 学期中間)

次の文を読んで各問いに答えなさい。

律令制度のもとでは、人々は6年ごとにつくられる戸籍に登録され、6歳以上の人々には(A)田が与えられた。人々は、税や労役を負担する義務があり、男子には兵役の義務があった。なかには北九州の守りにつく(B)防人となった者もいた。

- (1) このように、田を与えられ、それに対し税や労投の負担をするしくみ(法)を何とよいか答えなさい。
- (2) 下線部(A)の田を何とよいか、正しい漢字で答えなさい。
- (3) 下線部(B)の防人は何と呼ぶか。ひらがなで読み方を書きなさい。

【解答欄】

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

【解答】(1) 班田収授法 (2) 口分田 (3) さきもり

【問題】(増補 06)(1 学期期末)

次の文章を読んで問いに答えなさい。

奈良時代になると人々は、律令の規定にもとづいて戸籍に登録され、6歳以上のすべての人々に田が分け与えられました。人々は、田の面積に応じて税を負担しましたが、死んだら土地は国に返すことになっていました。

- (1) 文中の下線部のような土地に関する決まりを何とよいか答えよ。
- (2) 6歳以上の人に分け与えられた土地を何とよいか答えよ。
- (3) 農民たちは田の面積に応じて稲を税として納めていましたが、この税の名称は何とよいか漢字一字で答えよ。
- (4) (3)の税は収穫の何%を納めなければならなかったか答えよ。
- (5) 農民たちが、絹や地方の特産物を納める税を何とよいか答えよ。

【解答欄】

(1)	(2)	(3)	(4)
(5)			

【解答】(1) 班田収授法 (2) 口分田 (3) 租 (4) 3% (5) 調

[問題](2学期中間)

律令政治のもとでは、農民はさまざまな税を納め、労役の義務もあったが、おもな3つの税は、
租のほかにあと2つ何ですか。

[解答欄]

[解答]鷹，調

【】農民の苦しみ

[問題](増補 06)(2 学期中間)

文中の()に適語を入れよ。

朝廷は戸籍にもとづいて班田収授法を行い、戸籍に登録された 6 歳以上のすべての人々に()を与えたが、同時に、租・庸・調・雑徭などの重税や兵役の義務を課したため、重い税や兵役の義務にたえかねて、逃亡する農民も少なくなかった。

万葉集に収録されている()の貧窮問答歌はこうした農民の苦しい生活を描写している。同じ万葉集に収められている「から衣 すそに取りつき 泣く子らを 置きてそ来ぬや 母なしにして」という()の歌からもこうした農民の苦悩を感じ取ることができる。また、このころの戸籍を見ると(男, 女)の字が多いが、これは、男を女と申告して男子のみに課せられる庸・調・雑徭・兵役をまぬがれようとしたためである。

[解答欄]

--	--	--	--

[解答] 口分田 山上憶良 防人 女

[解説]

班田収授法と租・庸・調・雑徭そ しょう ちょう ざうりょうなどの税制は、唐の制度をモデルにしてつくられたものであるが、農民にとっては限度を超えた重すぎる負担であった。租は収穫高の 3% と比較的軽かったが、男子にかかる庸や調を合わせた税負担は、総収穫高の 2 割程度とかなり重いものであった。庸や調は農民たち自身の手で都に運ばなければならず、雑徭ひんぎょうといって国司のもとで年間 60 日の労役を課せられた。さらに、成年男子 3~4 人の 1 人の割合で兵役の義務があった。山上憶良の貧窮問答歌やまのうえのおくら ひんきゆうもんどうか(万葉集に収録されている)は、農民の苦しい生活を貴族である憶良がかわってよんだものである。このような重い負担からのがれるために、男を女といつわって、戸籍に申告して庸・調・雑徭・兵役をまぬがれようとした。また、重い負担にたえかねて、口分田くぶんてんをすてて流浪する農民も少なくなかった。

[問題](1 学期期末)

万葉集にのっている次の歌は何と呼ばれていますか。作者名も答えなさい。

「広い天地も、わたしにはせまくなってしまったのか。明るい太陽や月もわたしには照ってはくださらないのか。人並みに働いているめに、海草のように破れた着物を着て、あばらやの中に地面にじかにわらをしき、父母はまくらの方に、妻子は足の方に、わたしをかこんでうづくまっている。かまどにはくもの巢がはってしまい、ごはんも食べられずにほそぼそとした声をたてているのに、里長が税を取り立てようと、むちを持って、戸口までやってきてわめいている。この世に生きていくことは、これほどまでにどうしようもないことなのか。」

[解答欄]

--	--

[解答]貧窮問答歌 山上憶良

[解説]

やまのうえのおくら
山上憶良は奈良時代の人である。学識を買われて遣唐使として唐に派遣され、帰国後に下級役人としての地位を得、聖武天皇の教育係にも任命された。その後、筑前(現在の福岡県)の国司になって、地方の農民の貧しい生活をつづさに見た。ひんきゆうもんどうか貧窮問答歌はこのときの体験がもとになっている。

[問題](2 学期中間)

貧窮問答歌の作者はだれか。下から選びなさい。

[山上憶良 阿倍仲麻呂 小野妹子 卑弥呼]

[解答欄]

[解答]山上憶良

[問題](増補 04)(2 学期期末)

奈良時代に作られたもので、天皇や貴族のほかにも、農民や次の防人の歌も納められている日本最古の和歌集は何ですか。

防人の歌： から衣 すそに取りつき 泣く子らを 置きてそ来ぬや 母なしにして

[解答欄]

[解答]万葉集

[解説]

信濃の国からさきもり防人として北九州に送られた農民の歌で、まんようしゅう万葉集に収められている。「私の着物のすそにとりついて泣く子どもらを、家においてきてしまった。母親もいないのに、今ごろはどうしているのだろうか(生きているのだろうか)。」という意味である。防人の兵役は3年で、兵士は、自分で武装や食料などを負担しなければならなかったため、その負担は非常に重いものであった。また、兵士を出すことはその家の働き手をとられることになった。

[問題](増補 06)(1 学期期末)

「から衣 すそに取りつき 泣く子らを 置きてそ来ぬや 母なしにして」という歌を詠んだ人は九州に兵士として送られた人でした。このような人を何というか、漢字二字で答えよ。

[解答欄]

[解答]防人

[問題](1 学期中間)(増補 08)

奈良時代の農民の生活の様子について正しいものを次から選びなさい。

- ア 税の負担は軽いため、力をもつ農民があらわれるようになった。
- イ 都まで運んでおさめる税もあったので、負担は重かった。
- ウ 男女関係なく負担は重かった。

[解答欄]

[解答]イ

[解説]

アは誤り。班田収授法と租・庸・調・雑徭などの税制は、唐の制度をモデルにしてつくられたものであるが、農民にとっては限度を超えた重すぎる負担であった。

イは正しい。男子にかかる庸や調は、農民たち自身の手で都に運ばなければならなかったため非常に重い負担であった。

ウは誤り。収穫高の約 3%と比較的軽い租は男女共通にかかる税であったが、負担が重い庸・調・雑徭・兵役の義務は男子のみであった。

[問題](1 学期期末)(増補 08)

奈良時代の農民について誤って述べている文を次から 1 つ選び、記号を書きなさい。

- ア 成人男子には兵役の義務が課せられ、防人として北九州に送られるものもいた。
- イ 農民は豪族の私有民とされ、豪族のために租を提供しなければならなかった。
- ウ 農民の中には重い負担に耐えきれず、逃亡して、貴族や寺社の私有民になる者もいた。
- エ 農民は、庸や調を都まで自分で運ばなければならず、その負担は重かった。

[解答欄]

[解答]イ

[解説]

イが誤り。大化の改新以降の律令制のもとでは、公地公民により、農民は国の直接の支配下に置かれるようになった。

[問題](1学期中間)

10世紀初めの戸籍をみると、右の表のように「女」の数が異常に多くなっている。これは農民が性別をいつわっていたためである。農民の負担をまとめた上表を参考にして、その理由を答えなさい。

	A	B	C
男	7人	6人	14人
女	39人	25人	83人

[解答欄]

[解答] 庸、調、兵役、雑徭などは男子のみに課せられていたから女と偽ってこの負担を免れようとした。

[解説]

租は土地にかかる税であったが、庸・調・雑徭・兵役は成年男子のみに課せられるものであった。生まれてきた男子を女子といつわって届け出れば、口分田は男子の3分の2と少なくなるが、重い庸・調・雑徭・兵役の税負担からまぬがれることができた。律令制が崩れていく9世紀以降(平安時代)には、このような虚偽の申請が増加した。

【】墾田永年私財法・荘園の発生

〔問題〕(増補 06)(2 学期中間)

自然災害で田が荒れることが多く、人口も増加したので()が不足したため、聖武天皇は 743 年に()法を出して、新しく開墾した土地は永久に私有していいことにした。()法が出されると、貴族や寺社は、逃亡してきた農民などを使って開墾を進め、広い私有地をもつようになった。これが()の始まりである。墾田永年私財法によって土地の私有を認めた結果、()の原則はくずれることになった。

〔解答欄〕

--	--	--	--

〔解答〕 口分田 墾田永年私財 荘園 公地公民

〔解説〕

奈良時代には、鉄製農具がいっそう普及して農業の生産性も向上した。しかし、農民にとって、庸・調の部への運搬や雑徭などの労役、防人などの兵役の負担はきわめて重く、農作業に必要な時間までうばわれてしまった。天候の不順や害虫などのためにききんが起りやすく、わずかなことで生計が成り立たなくなることも多かった。このような、負担の限度を超えた重い負担にたえかねて、口分田をすてて逃亡し流浪する農民も少なくなかった。また、女子には庸調や兵役がなかったため男子を女子と偽って戸籍に登録して、重い税負担をまぬがれようとするも行われた。こうして、庸調の滞納や品質の低下がおこり、国家の財源が確保できないという問題が生じてきた。

また、この時期は、人口の増加、自然の災害で田が荒れたことによって口分田が不足するようになっていた。そこで、743 年、聖武天皇は墾田永年私財法こんでんえいなんしさいほうを出して、あらたに開墾した田(墾田)は、開墾した者の代々の私有地として認めるかわりに、租をとることにした。(なよみ(悩み)(743)多き私財法) 墾田永年私財法が出されると、貴族や寺社は、逃亡してきた農民などを使って開墾を進め、広い私有地をもつようになった。これが荘園しやうえんの始まりである。墾田永年私財法によって、耕地面積が大きく拡大し税収が増加した。しかし、墾田永年私財法によって土地の私有を認めた結果、公地公民の原則はくずれることになった。

〔問題〕(2 学期中間)

- (1) 743 年に出された、新しく開墾した土地の私有を認める法律を何というか。
- (2) (1)の法律により豪族や寺院などが所有するようになった私有地を漢字 2 字で何というか。
- (3) (1)の法律により大きく崩れていくことになった原則は何か。

〔解答欄〕

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

〔解答〕(1) 墾田永年私財法 (2) 荘園 (3) 公地公民

[問題](2 学期中間)

農地が不足したため、朝廷は開墾をすすめ、743年には新しく開墾した土地を永久に所有してもよいことを認める法律を定めた。

- (1) 文章中の下線部の法律を何といいますか。
- (2) (1)の法律が定められたことによって起こった社会の変化について、正しく述べている文を次から1つ選び、記号で答えなさい。

ア 開墾は簡単でないため、制度を定めても農地は増えなかった。

イ 農地が増え、稲などの生産量が増えたので、農民の生活は楽になった。

ウ 豪族や寺社は開墾にはげみ、所有地を広げていった。

- (3) 豪族や寺社が所有している土地を何といいますか。漢字2文字で答えなさい。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) 墾田永年私財法 (2) ウ (3) 荘園

[問題](増補 06)(1 学期期末)

次の文章を読んで問いに答えなさい。

奈良時代、農民たちには重い負担がかけられていたため、土地を捨てて逃亡する者も出てきました。次第に分け与える土地が不足するようになり、政府は開墾を奨励しようと743年に新しい法律を出しました。

- (1) 分け与える土地が不足してきた理由を具体的に二つ答えよ。
- (2) 743年にできた新しい法律を答えよ。
- (3) (2)の法律の内容を説明せよ。
- (4) (2)の法律によって、開墾を熱心に行ったのはどういう人たちですか、農民以外で答えよ。
- (5) (4)のような人々が開墾した、広い私有地は後に何とよばれるようになったか答えよ。

[解答欄]

(1)		
(2)	(3)	
(4)	(5)	

[解答](1) 人口の増加、自然の災害で田が荒れたこと (2) 墾田永年私財法 (3) 新しく開墾した土地はいつまでも自分の土地にしてよい (4) 貴族・寺院・郡司 (5) 荘園

[問題](1 学期期末)(増補 08)

次の資料を読んで後の問に答えなさい。

墾田は、期限が過ぎれば一般の耕地と同じように取り上げてきた。しかし、そのために農民が働く意欲を失い、せっかく開墾した土地も再び荒れてしまうという。これからは、開墾した者の思うとおりに私有地として認め、三代までとか本人一人のあいだとかの期限をいうことなく、ことごとく永久に取り上げてはならない。

- (1) 上の資料は 743 年に出された法令です。この法令を何といいますか。
- (2) (1)の法令が出されることになった理由を簡単に書きなさい。
- (3) (1)の法令がめざしているものとして適切なものを次から 2 つ選び、記号を書きなさい。
ア 班田収授を行おうとしている。
イ 耕地を拡大しようとしている。
ウ 期限を設けて墾田を与えようとしている。
エ 公地公民の原則を徹底しようとしている。
オ 租による収入をふやそうとしている。
- (4) (1)の法令が出されたことで、その後社会はどのように変化しましたか。「公地公民・私有地」という語句を用いて説明しなさい。

[解答欄]

(1)	(2)
(3)	(4)

[解答](1) 墾田永年私財法 (2) 自然災害で田が荒れ、人口も増加したので口分田が不足したため。
(3) イ, オ (4) 私有地を認めたことで公地公民の原則が崩れていくことになった。

[問題](増補 06)(2 学期中間)

次の問いに答えなさい。

- (1) 743 年に定められた、新しく開墾した土地の私有を認めた法律名を漢字で答えなさい。
- (2) (1)の法律が制定された理由を、「自然災害」「人口増加」の 2 語を使って説明しなさい。

[解答欄]

(1)
(2)

[解答](1) 墾田永年私財法 (2) 自然災害で田が荒れることが多く、人口も増加したので口分田が不足したため。

[問題](1 学期期末)

公地公民の原則にかかわらず、743 年に、新しく開墾した土地の私有を認めた結果、どうなったか。次のア～ウから 2 つ選びなさい。

ア 貴族や寺院、役人などが、さかんに開墾を行った。

イ 私有地が多くなり、班田収授法の仕組みが崩れた。

ウ 農民は私有地が増えたので、生活が楽になった

[解答欄]

--

[解答]ア, イ

[問題](2 学期中間)

下の文の()にあてはまる語句を下の語群から選びなさい。

奈良時代の人々は戸籍に登録され、()によって 6 歳以上のすべての男女が()を与えられた。そして米、特産物、布などを税として納めた。これを()という。また、()として北九州の警備にあたる者もあり、人々の負担は大きかった。そのため人々は逃亡し、税を取れなくなった朝廷は()を制定し、今後は誰でも耕した土地を自分のものにできるようにし、税を取り立てるようにした。

[語群][大宝律令 班田収授法 防人 口分田 租庸調 改新の詔 墾田永年私財法]

[解答欄]

[解答] 班田収授法 口分田 租庸調 防人 墾田永年私財法

[問題](増補 04)(1 学期中間)

次の文を読んで、各問いに答えなさい。

701 年に A 大宝律令が定められ、税の制度が整備された。しかし重い負担に逃げ出す農民が多く、荒地がめだつようになり、743 年に B 墾田永年私財法を定めた。

(1) 下線部 A によって口分田の収穫量に応じて農民が負担することになった税を次から 1 つ選べ。

[租 庸 調 雑徭]

(2) 下線部 B の内容を簡潔に書け。

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 租 (2) 新しく開墾した土地は永久に私有を認める。

【】天平文化：仏教

[問題](増補 06)(1 学期中間：改題)

文中の()に適語を入れよ。

奈良時代には、仏教と唐の影響を受けた文化が栄えた。()天皇の天平年間にもっとも栄えたので、()文化とよばれている。()天皇は、()の力で国を守ろうと大仏を本尊とする()寺を都に建て、地方には()寺や国分尼寺を建てた。

[解答欄]

--	--	--	--	--

[解答] 聖武 天平 仏教 東大 国分

[解説]

奈良時代の 8 世紀の中ごろ、農民は重税や伝染病に苦しみ、皇族や貴族の間では争いが激しくなった。当時、仏教は国家を守り、政治を安定させる力を持つと考えられていた。聖武天皇は、仏教をさかんにすることによって、社会や政治の混乱をのりこえようとした。そこで、国ごとに国分寺と国分尼寺、都には東大寺を建て大仏をつくった。奈良時代には、仏教と唐の影響を受けた文化が栄えた。聖武天皇の天平年間にもっとも栄えたので、天平文化とよばれている。

[問題](2 学期期末)

天皇は、地方の国ごとに国分寺と国分尼寺、奈良には東大寺を建てました。どのような目的で建てたのか述べよ。

[解答欄]

--

[解答] 仏教の力によって国を守る目的。

[問題](増補 04)(2 学期期末)

平城京の都で栄えた文化を天平文化といいます。聖武天皇と光明皇后は、都に東大寺の大仏を建て、国ごとに国分寺、国分尼寺を建てさせました。その目的を簡単に説明しなさい。

[解答欄]

--

[解答] 仏教の力によって国を守る目的。

[問題](増補 04)(2 学期期末)

次の問いに答えなさい。

- (1) 奈良時代に聖武天皇が国ごとに建てたのは国分尼寺と何という寺か。
- (2) 上記(1)の総本山として奈良に建てられたのは何という寺か。

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 国分寺 (2) 東大寺

[問題](1 学期期末)

右の写真の大仏は、何という寺に作られたか、書きなさい。

[解答欄]

[解答]東大寺



[問題](1 学期期末)

国分寺の総本山として、大仏が置かれた寺を何といいますか。

[解答欄]

[解答]東大寺

[問題](1 学期期末)

仏教の力にたよって国家を守ろうと、国ごとに国分寺・国分尼寺を、都に東大寺を建てた天皇は誰か答えなさい。

[解答欄]

[解答]聖武天皇

[問題](1 学期期末)

()は、国ごとに国分寺と国分尼寺、都には東大寺を建て、大仏をつくった。

[解答欄]

[解答]聖武天皇

[問題](2 学期期末)

右の絵の人物は民衆のために様々なことを行ったが、この人物は誰か答えよ。

[解答欄]

[解答]行基

[解説]

写真の人物は大仏建立に協力した^{きょうき}行基である。民衆に仏教を広め、民衆の協力を得て、橋やため池、租・庸・調を運ぶ人のための休憩所を作ったりした。



[問題](増補 04)(3 学期)

聖武天皇の頃の、仏教の影響を受けた文化を、何文化というか書け。

[解答欄]

[解答]天平文化

[問題](1 学期期末)

仏教で全国を治めようと全国に国分寺を建てたのち大仏をつくったのは聖武天皇である。この時代の文化を何文化といいますか。

[解答欄]

[解答]天平文化

【】天平文化：唐の影響

【問題】(増補 06)(2 学期期末：改題)

文中の()に適語を入れよ。

奈良時代には、進んだ制度や文化を取り入れるため、朝廷はたびたび中国に()を送った。唐の僧である()は仏教の戒律を日本へ伝えるため、日本に渡ろうとしていくども遭難し、盲目になりながらも 6 度目に日本への渡航に成功し、のちに、()寺を開いた。

東大寺の()には聖武天皇の遺品や()が持ち帰った西アジア・インドの影響がみられる工芸品が納められている。

【解答欄】

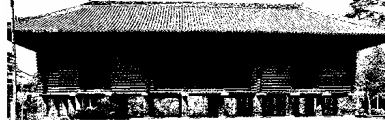
--	--	--	--

【解答】 遣唐使 鑑真 唐招提 正倉院

【解説】

遣唐使は 630 年から 894 年に菅原道真の建議によって廃止されるまでの 260 年間に 10 数回派遣され、唐の文化や制度を取り入

正倉院



鑑真



れた。唐の僧である鑑真^{かんじん}は仏教の戒律を日本へ伝えるため、日本に渡ろうとしていくども遭難し、盲目になりながらも 6 度目に日本への渡航に成功し、のちに唐招提寺^{とうしやうたいじ}を開いた。東大寺の正倉院^{しょうそういん}には、聖武天皇^{しょうむ}の身のまわりの品や遣唐使が持ち帰った西アジア・インドの影響がみられる工芸品が納められている。

【問題】(1 学期中間)

- (1) 奈良時代から、遣唐使がたびたび派遣されたのは、何のためか答えなさい。
- (2) 何度も遭難し、盲目になりながらも日本への渡航を果たした右の資料の唐の高僧は誰か答えなさい。



【解答欄】

(1)	(2)
-----	-----

【解答】(1) 唐の制度や文化を取り入れるため。 (2) 鑑真

【問題】(1 学期期末)

- (1) 右の写真の僧は A の使節として日本に何度か渡航に失敗する中で、ついに失明してしまった中国の高僧です。名前を答えなさい。
- (2) (1)の僧が奈良の都に建てた寺の名前を答えなさい。



【解答欄】

(1)	(2)
-----	-----

【解答】(1) 鑑真 (2) 唐招提寺

【問題】(増補 04)(3 学期)

右の人物は、失明しながらも、多くの困難を乗り越え、正しい仏教を日本へ伝えるため来日した中国の高僧である。この人物の名を書け。



【解答欄】

【解答】鑑真

【問題】(2 学期期末)

船が難破して日本に帰れず、中国で一生を終えた人物を次の中から選びなさい。

【蘇我馬子 小野妹子 阿倍仲麻呂 鑑真】

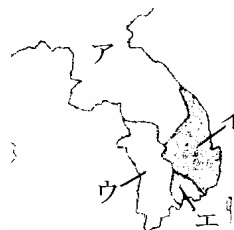
【解答欄】

【解答】阿倍仲麻呂

【問題】(増補 04)(2 学期期末)

次の地図を見て、後の問いに答えなさい。

- (1) 唐のすぐれた制度や文化を学ぶために唐に送られた使節は何か。
- (2) 7 世紀に朝鮮半島を統一した新羅を地図中のア～エから選びなさい。



【解答欄】

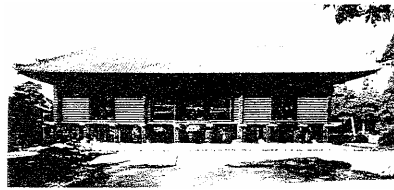
(1)	(2)
-----	-----

【解答】(1) 遣唐使 (2) イ

[問題](1 学期期末)

右の写真の建物は聖武天皇の宝物がおさめてある倉です。

- (1) この建物を何といいますか。
- (2) の建物の造りを何といいますか。漢字で書き,その読み方も書きなさい。



[解答欄]

(1)	(2)	
-----	-----	--

[解答](1) 正倉院 (2) 校倉造 あぜくらづくり

[問題](増補 04)(3 学期)

右の写真の建物は,大仏を本尊とする寺の正式の倉で,この時代の貴重な文化財が数多く保管されている。この建物の名を書け。



[解答欄]

[解答]正倉院

[問題](1 学期期末)

遣唐使が持ち帰った右の写真の琵琶などが納められている建物を次から選んで書きなさい。[国分寺 阿弥陀堂 正倉院]



[解答欄]

[解答]正倉院

[問題](2 学期中間)

奈良時代にはいると遣唐使をたびたび送ったので,仏教と唐の文化を強く受けた文化が栄えた。この文化を何というか。

[解答欄]

[解答]天平文化

【】天平文化：歴史書・和歌集

[問題](増補 06)(新作)

文中の()に適語を入れよ。

奈良時代になって、国家のしくみが整ってくると、日本の国家のおこりや、天皇が国を治めるいわれを確かめるために歴史書の編纂がおこなわれ()と()が作られた。また 国ごとに、地理や産物、言い伝えなどをまとめた()が作られた。また、天皇・貴族や農民などの和歌 4500 首ほどを集めた()が作られた。()では、漢字の音や訓で日本語を表す()がなが使われている。

[解答欄]

--	--	--	--	--

[解答] 日本書紀 古事記 風土記 万葉集 万葉

[解説]

奈良時代になって、国家のしくみが整ってくると、日本の国家のおこりや、天皇が国を治めるいわれを確かめるために歴史書の編纂がおこなわれ、日本書紀と古事記が作られた。また、国ごとに、地理や産物、言い伝えなどをまとめた風土記を作らせた。また、天皇・貴族や農民などの和歌 4500 首ほどを集めた万葉集が作られた。万葉集では、漢字の音や訓で日本語を表す万葉がなが使われている。

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えなさい。

- (1) 8 世紀、日本の国家のおこりや、天皇が国を治めるいわれなどを、神話や伝承・記録などをもとにまとめられた歴史書の名称を 2 つ答えなさい。
- (2) 奈良時代の末に、天皇や貴族だけでなく、防人や農民の歌をおさめてまとめられた和歌集を何というか答えなさい。

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 古事記、日本書紀 (2) 万葉集

[問題](1 学期期末)

- (1) この時代に作られた書物のなかで、「古事記」とともに神話や伝承、記録などを皇室中心にまとめたものは何ですか。漢字で答えなさい。
- (2) この時代には和歌がさかんになり、約 4500 首の作品がおさめられた歌集が作られました。何といひますか。

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 日本書紀 (2) 万葉集

[問題](増補 04)(2 学期期末)

次の資料を見て、後の問いに答えなさい。

- (1) 資料の歌は、九州北部の防衛に送られた兵士のものですが、この兵士は何とよばれますか。
- (2) 資料の歌や天皇・貴族の歌がおさめられている歌集を何とといいますか。
- (3) 資料のような、奈良時代に使われた文字を何というか、書け。
- (4) 上記(2)と同じ時期にまとめられた、国のおこりを天皇中心に記した書物を2つ漢字で書きなさい。

意 伎 母 曾 伎 怒 也	奈 古 良 乎	可 良 已 武	須 奈 尔 等 里 都 伎
---------------------------------	------------------	------------------	---------------------------------

[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)	
-----	-----	-----	-----	--

[解答](1) 防人 (2) 万葉集 (3) 万葉がな (4) 日本書紀 古事記

[問題](増補 04)(1 学期中間)

奈良時代には仏教を中心にした文化がはなひらき、朝廷は国ごとに、地理・産物や伝説などを記した()をつくらせ、諸国のようすを集めさせた。都では、聖武天皇が仏教の力で国をまもろうと東大寺の大仏をつくらせた。文中の()にあてはまるものを、次から1つ選べ。

[風土記 万葉集 日本書紀 古今和歌集]

[解答欄]

[解答]風土記

[問題](2 学期期末)

奈良時代になって歴史書が編纂されましたが、何のために行われたのか述べよ。

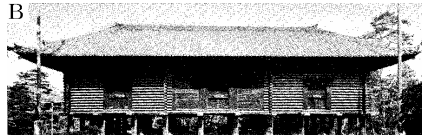
[解答欄]

[解答]日本の国家のおこりや、天皇が国を治めるいわれを確かめるため。

【】文化総合

【問題】(2 学期中間)

下の写真を見て、次の問いに答えなさい。



- (1) 写真 A は、現存する世界最古の木造建築である。何という寺か。
- (2) 聖徳太子の時代、都のあった地方を中心に栄えた仏教中心の文化を何というか。
- (3) 写真 B の建物には、聖武天皇や光明皇后の遺品が納められている。この建物を何というか。
- (4) 写真 C は、盲目になりながらも日本への渡航をはたした唐の僧である。人名を書け。
- (5) 奈良時代に地方の国ごとに、自然、産物、伝説などを記した書物を何というか。

【解答欄】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
-----	-----	-----	-----	-----

【解答】(1) 法隆寺 (2) 飛鳥文化 (3) 正倉院 (4) 鑑真 (5) 風土記

【問題】(2 学期中間)(私立中学)

国家事業として東大寺建立や a 国分寺・国分尼寺の建立にみられるように、この時期の仏教は、国家仏教の傾向を強くしています。それは、b 仏教の力で国を守るという考え方が背景にあったからです。また、律令国家の繁栄とともに国史の編さんも行われ、日本最初の歴史書である c「古事記」や六国史の最初の『日本書紀』ができ、和歌集として「()」が、また、唐文化の影響で漢詩集『懐風藻』もつくられました。工芸では、東大寺正倉院の御物にはすぐれたものがみられ、中国はもちろん、インド、サラセン、東ローマの文化の影響を受けていたことがうかがえます。

- (1) 文中の()に入る語句を答えなさい。
- (2) (下線 a)、国分寺建立の詔が出されたのは、西暦何年ですか。
- (3) (下線 b)、このような考え方を□□国家の思想といいます。□□に適切な語句を漢字 2 字で答えなさい。
- (4) (下線 c)、「古事記」は、天武天皇が稗田阿礼に「帝紀」と「旧辞」をよみならわせたものを、のちにある人物が筆録してできたものですが、筆録をしたある人物とは誰のことですか。

【解答欄】

(1)	(2)	(3)	(4)
-----	-----	-----	-----

【解答】(1) 万葉集 (2) 741 年 (3) 鎮護 (4) 太安麻呂

【問題】(1 学期期末)(私立中学)

奈良時代について述べた次の文を読み、問いに答えなさい。

奈良の都には、A の文化と B の影響を強く受けた文化が栄えた。皇室や貴族の生活も A の貴族になっていた。そのおかげは、c 正倉院の宝物や東大寺をはじめ、薬師寺、D、E など奈良の寺々に残る建築、仏像、絵画などによってうかがい知ることができる。

- (1) A には中国の王朝名(国の呼び名)が入ります。この国は隋のあとを受けて中国を統一した国ですが、何という国ですか。
- (2) A の都は何という都市ですか。
- (3) B はシャカが開いた宗教です。何という宗教ですか。
- (4) C の中にはある天皇の愛用品が多く残されています。その天皇とはだれですか。
- (5) D に入る寺は、東大寺の近くに立っており、五重の塔があります。次の中から一つ記号で選びなさい。
ア 飛鳥寺 イ 興福寺 ウ 清水寺 エ 徳願寺 オ 唐招提寺
- (6) E の寺を建てた人物はいくども遭難し、ついに盲目になってもなおくじけずに中国から日本にわたってきた僧です。彼の名前は何といいますか。
- (7) E の寺の名前は何ですか。(5)のA～オから一つ記号で選びなさい。

【解答欄】

(1)	(2)	(3)	(4)
(5)	(6)	(7)	

【解答】(1) 唐 (2) 長安 (3) 仏教 (4) 聖武天皇 (5) イ (6) 鑑真 (7) オ

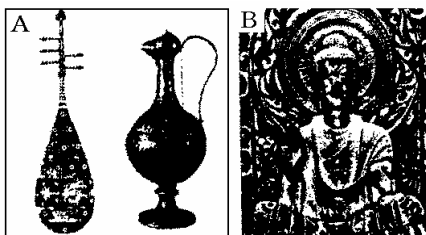
【問題】(1 学期期末)

右の資料の A・B はそれぞれ何文化を代表するものが答えなさい。

【解答欄】

A	B
---	---

【解答】A 天平文化 B 飛鳥文化



【】年表・総合問題

[問題](増補 04)(3 学期)

年代	おもなできごと
701 年	(ア)律令が作られ、全国支配のしくみ整う
708 年	日本最初の本格的な貨幣(イ)が発行される
710 年	律令国家の新都として、奈良に(ウ)京完成・・・A
743 年	(エ)天皇、大仏の建立を命じる・・・B 新たに開墾した土地の私有を認める(オ)法制定
784 年	長岡京へ都を移すが、天皇の弟が事件に関係し、淡路へ島流しされる

- (1) 年表中の()ア～オにあてはまる人名・語句を書け。
- (2) 年表中 A の下線部の都のモデルとなった中国の都市の名を、当時の名で書け。
- (3) 年表中 B の大仏を本尊とする寺院の名を書け。
- (4) 律令国家における天皇を中心とした政府を何というか、漢字 2 字で書け。

[解答欄]

(1)ア	イ	ウ	エ	オ
(2)	(3)	(4)		

[解答](1)ア 大宝 イ 和同開珎 ウ 平城 エ 聖武 オ 墾田永年私財 (2) 長安 (3) 東大寺 (4) 朝廷

[問題](2 学期中間)

右の年表を見て、次の各問いに答えなさい。

- (1) 年表中のアに数字を、また、 、 について説明した次の文を読んで、あてはまる語句や人物名を書け。

唐の律令にならって、全国を支配するしくみを定めたもの。
土地の私有を認めたもの。

- (2) A について、政治を行ううえでのきまりを何というか。
- (3) B について、次の文の()にあてはまる語句を書け。

唐の都()にならって平城京という新しい都がつけられた。平城京の()では各地の産物が売買され貨幣も発行された。

- (4) C について、口分田の不足から朝廷が開墾を奨励したころの、農民と中央の貴族や寺院の動きを「税」、「私有地」という語句を使って書け。

年代	おもなできごと
701	()律令がつけられる.....A
(ア)	奈良に都を移す.....B
743	墾田()法が出される.....C

[解答欄]

(1)ア			(2)	(3)
(4)				

[解答](1)ア 710 大宝 永年私財 (2) 令 (3) 長安 市 (4) 貴族や寺院は、重い税の負担に耐えかねて逃亡した農民などを使って開墾を進め私有地を広げた。

[問題](2学期中間)

次の1～10の文ともっとも関係の深い語句を下から選び、記号で答えなさい。

- (1) 7世紀(628年)に中国を統一した王朝(国)で10世紀まで続き、日本からもたびたび使いが訪れた。
- (2) 7世紀に百済・高句麗をほろぼし、朝鮮半島を統一した国。
- (3) 710年につくられた都。
- (4) (3)の都のモデルとなった当時の中国の都。
- (5) 日本で一番最初に使われた年号。
- (6) 奈良時代に産物の売買に使われた貨幣。
- (7) 都から貴族が各国に役人として派遣された。
- (8) 平城京や平安京の中心部を通るもっとも幅の広い通り。
- (9) 口分田にかかる税で稲の収穫の3%であった。
- (10) 奈良時代の農民の負担の一つで、兵役の義務のうち、北九州の警護につくもの。

(語群)

ア 唐 イ 平城京 ウ 平安京 エ 高句麗 オ 新羅 カ 一条大路
 キ 大化 ク 長安 ケ 隋 コ 白村江の戦い サ 国司 シ 和同開珎
 ス 太政官 セ 朱雀大路 ソ 里長 タ 大宝 チ 黄海の戦い ツ 駅
 テ 租 ト 防人

[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
(6)	(7)	(8)	(9)	(10)

[解答](1) ア (2) オ (3) イ (4) ク (5) キ (6) シ (7) サ (8) セ (9) テ (10) ト

[問題](増補 06)(前期中間)

下の年表を見て、各問いに答えなさい。

年代	おもなできごと
607年	「日出る国の天子，日没する…」の手紙をもって中国に渡る……ア
618年	唐が中国を統一する……イ
630年	第1回(A)が派遣される
663年	(B)の戦いで新羅・唐の連合軍に大敗する
701年	大宝律令が出される……ウ
710年	藤原京から(C)に都を移す
723年	三世一身法がつくられる
743年	墾田永年私財法がつくられる
794年	長岡京から(D)に都を移す
894年	(A)が廃止される……エ

- 年表中の空欄(A)～(D)にあてはまる語句を答えなさい。
- 年表中のアについて、このときに中国に外交使節として派遣された人物は誰ですか。また、この当時の中国を統一していたのは何という国ですか。
- 年表中のイについて、この国の都は当時の世界で最も栄え、のちの日本の都づくりのモデルになります。この都の名前を当時の呼び名で答えなさい。
- 年表中のウについて、次の文中の空欄(a)～(d)にあてはまる語句や数字を答えなさい。
律令政治のしくみでは、天皇のもとに二官(a)省をおき、天皇が中央の政治を見る朝廷がととのった。地方は(b)・都・里に分け、(c)・郡司・里長に治めさせた。また、九州には(d)をおき、外交や国防にあたらせた。
- 年表中の(C)の都では市が開かれ、都の建設資金でもあった貨幣が売り買いに使われていました。この貨幣を何といいますか。

[解答欄]

(1)A	B	C	D
(2)		(3)	(4)a
b	c	d	(5)

[解答](1)A 遣唐使 B 白村江 C 平城京 D 平安京 (2) 小野妹子 隋 (3) 長安 (4)a 八 b 国 c 国司 d 太宰府 (5) 和同開珎

[問題](増補 06)(前期中間)

次の ~ の各文を読み、各問いに答えなさい。

この人物は、推古天皇の摂政として政治にあたり、A 豪族や役人の守るべき心がまえを示し、B 人材の登用をはかり、小さな豪族の中からも能力のある人を役人にとりたてた。また、仏教を深く信じ、人々にも仏教の信仰をすすめた。

C この人物は、当時、天皇をもしのぐ力をもっていた豪族を滅ぼし、政治の改革を行った。この人物が亡くなった後は、D 天皇の地位をめぐる争いがおこり、大きな戦いとなった。その後、E 大宝律令が完成し、律令政治がすすめられた。

この人物は、仏教の力で国を守ることを願い、F 国ごとに寺院をつくり、都には G そのまとも役の寺院を建設した。

- (1) 文 ・ の「この人物」の名前をそれぞれ答えなさい。
- (2) 文中の下線部 A について、この心構えのことを何といいますか。
- (3) 下線部 B について、この制度を何といいますか。
- (4) 下線部 C について、この人物は後に何という天皇になりましたか。
- (5) 下線部 D について、このできごとを何といいますか。
- (6) 下線部 E において、税として「租」にあたるものを次のア～エから 1 つ選び、その記号を書きなさい。

ア 1 年間に 60 日間の労役をおこなう。

イ 口分田の面積に応じて稲で納める。

ウ 地方の特産物や布などを納める。

エ 労役の代わりに布などで納める。

- (7) 下線部 E について、公地・公民の考えにより戸籍にもとづいて 6 年に 1 回、6 歳以上の男女に口分田を与え、その人が亡くなると国家に口分田を返却させた制度を何といいますか。
- (8) 下線部 F は何という寺院ですか。2 つ答えなさい。
- (9) 下線部 G について、この寺院を何といいますか。また、この寺院にある倉で、文 ・ の人物の愛用品などが納められている建物を何といいますか。

[解答欄]

(1)		(2)	(3)
(4)	(5)	(6)	(7)
(8)		(9)	

[解答](1) 聖徳太子 中大兄皇子 (2) 十七条の憲法 (3) 冠位十二階 (4) 天智天皇 (5) 壬申の乱 (6) イ (7) 班田収授法 (8) 国分寺 国分尼寺 (9) 東大寺 正倉院

